The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	兵庫県神戸市方言における条件言いさし形による行為指示表現
Author(s)	酒井, 雅史
Citation	阪大社会言語学研究ノート. 2014, 12, p. 37-50
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/36119
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

『阪大社会言語学研究ノート』第 12 号（2014 年 3 月）37-50

兵庫県神戸市方言における条件言いさし形による行為指示表現

酒井　雅史

【キーワード】神戸市方言、行為指示表現、条件言いさし形

【要旨】

本稿では、筆者の内省をもとに兵庫県神戸市方言における条件言いさし形について記述を行ない、以下のことを述べた。

（A）神戸市方言における条件言いさし形では、タラとバが使用される。

（B）条件言いさし形は必ずしも勧めの解釈ができるわけではない。勧めの解釈が可能なのは、上昇イントネーションを伴ったタラのときのみである。

（C）上昇イントネーションを伴ったタラ以外が使用される場合、突き放しや不満といったニュアンスになる。

（B）（C）のような違いは、条件言いさし形は基本的に「ある行為を一つの選択肢として提示する」という性質を持つのみで、条件言いさし形によって勧めという行為指示を行なうためには明示的に聞き手に働きかける必要があることによると考えられる。くわえて、上昇イントネーションを伴ってバが用いられたとしても、タラと同じように勧めとは解釈されないことについて述べた。上昇イントネーションを伴わないタラと、バが勧めと解釈されず（C）のようなニュアンスを持つのは、これらの条件言いさし形を用いた表現が、「（一般的に）聞き手がとるべき（だと話し手が考える）行動をしていないために、正しい（と話し手が考える）行為を提示し、その行為をするように働きかける」という解釈になるためであると考えられる。

1.　はじめに

酒井（2012）では、兵庫県神戸市方言（以下、神戸市方言）における動詞の活用形を用いた行為指示表現において、（1）～（4）のようにテ形・命令形・連用形・意志形の 4 つの活用形を用いることができることについて述べた。以下、本稿の例文では引用も含め、理解の便を考慮して共通語の例文を用いる箇所もあるが、方言形をカタカナで示しそれ以外は漢字かな混じりで表記する。また、本文および例文の《　》は発話機能を表す。

（1）はよ、行ッテ。　【テ形】／《依頼》

（2）はよ、行ケ。　【命令形】／《命令》

（3）はよ、行キー。　【連用形】／《命令》

（4）はよ、行コ。　【意志形】／《聞き手利益命令》

（1）～（4）のような動詞の活用形を用いた行為指示表現のほかに、高木（2009）では森山（2000）をもとに行為指示表現で用いられる諸形式についてまとめられている。具体的には（5）～（10）のような形式である。

(5) 「タ形」: さあ　書イタ、書イタ。

(6) 「行為提示系」:

a. いいから早く　書ク／書クンヤ／書クノ／書クコト／書クヨウニ。

b. とにかく、丁寧に字を　書クコトヤ。

(7) 「願望要求系」: お前に，宛名を　書イテモライタイ／書イテホシイ。

(8) 「疑問系」: a. ほら，さっさと　書カンカ／書キンカ。

b. よかったらこの紙に　書カヘン（カ)。

c. 宛名を　書イテクレル（カ）／書イテモラエル（カ)。

d. 宛名を　書イテクレヘン(カ)／書イテモラエヘン(カ)／書イテイタダケマセンカ。

(9) 「仮定系」:

a. もう少し丁寧に　書イタラ／書イタラドウ（ヤ）／書ケバ。

b. 筆ペンで　書イタラエエヤン／書ケバエエヤン／書クトイイ。

(10) 「評価系」: a. 筆ペンで　書ク方ガエエ／書イタガ方エエ

b. 筆ペンで　書カカナアカン／書カカントアカン

c. 筆ペンで　書イテモイイ

(5) ～ (10) では神戸市方言における形式を示しているが、これらの諸形式を用いた行為指示表現について網羅的に記述することによって、行為指示表現を体系的に把握する必要があると筆者は考えている。これらの諸形式の中から、本稿では、神戸市方言における (11) のような条件言いさし形について、筆者[1] の内省をもとに記述を行なう。

(11) はよ、行ッタラ／行ケバ。　【条件言いさし形】

三井 (2009) では、条件表現で用いられる形式について、関東・中部地方では主にバが用いられるのに対して近畿・四国北東部ではもっぱらタラが使用されるなどといった地理的バリエーションについてまとめられている。神戸市方言における条件言いさし形について記述を行なうのは、三井 (2009) でまとめられた条件表現の地域差から、共通語の条件言いさし形についてまとめられている白川 (1995) で述べられているような使い分けとは異なり、地域差が存在することが予想されるためである。また、行為指示表現を体系的に捉え記述していくためにも、酒井 (2012) で扱った形式以外に関する記述が必要であると思われる。

以下、条件言いさし形による行為指示表現をみていく前に、2 節で神戸市方言における条件表現についてまとめる。次の 3 節で、条件言いさし形に関する先行研究をまとめたのち、4 節で神戸市方言の条件言いさし形の記述を行ない、5 節で 4 節の記述をもとに条件言いさし形の使用に関する考察を行なう。6 節は本稿のまとめである。

2. 神戸市方言の条件表現

本節では、条件言いさし形についてみる前に、神戸市方言における条件表現のうち条件言

1) 兵庫県神戸市のいわゆるベットタウンである西神ニュータウン出身。居住歴は次のとおり。1984 年生まれ。0-23：兵庫県神戸市、23-：大阪府大阪市

いさし形で使用されるタラとバについて有田（2007;2013）による分類をもとに概観・整理しておく。有田（2007;2013）では、条件節命題の既定性の違いと条件節命題に対する話し手の認識のあり方によって条件文の分類がなされている[2)]。条件文でのタラとバの使い分けと条件言いさし形でのタラとバの使い分けやそのニュアンスの違いといったことの関係について考える際、条件文の前件と後件の関係が事実的か仮定的かという分類よりもその違いを適切に捉えられるのではないかと考えられるため、本稿では有田（2007;2013）の分類を用いる。

有田（2013）によると、条件文は予測的条件文・認識的条件文・反事実的条件文・総称的条件文・事実的条件文の 5 つに分類される。結論を先に述べれば、神戸市方言の条件表現には、タラとバの両方を用いることが可能であるが、バはあらたまった場で用いられることが多いのに対して、タラにはそのような制限はない。また、総称的条件文においてもタラとバの両方を用いることができるが、このときはバの方が自然に感じられる。以下、条件文の分類ごとに例文を挙げつつみていく[3)]。

2.1.　予測的条件文

予測的条件文とは、「前件の命題が非既定的な条件文」である（有田 2007）。予測的条件文では、基本的にタラとバの両方が用いられる。

（12）あした雨が　降｛ッタラ／レバ｝、船は出ないだろう。

ただし、前件の動詞述語が状態性動詞以外の場合、後件のモダリティによりバが使用できない場合がある[4)]。

（13）ご飯を　食べ｛タラ／*レバ｝、歯を磨け。　（命令）

（14）駅に　着｛イタラ／*ケバ｝、連絡をしてくれ。　（依頼）

（15）大人に　な｛ッタラ／*ナレバ｝、パイロットになりたい。　（希望）

（16）仕事が　終わ｛ッタラ／*レバ｝、飲みに行こうよ。　（勧誘）

（17）変な音が　出｛タラ／*レバ｝、修理に出したほうがいい。　（忠告）

なお、前件の動詞述語が状態性動詞の場合は（18）のようにどちらも問題なく使用できる。

（18）道が　わからな｛カッタラ／ケレバ｝、電話をしてくれ。　（依頼）

2）「既定性」は発話時点において命題の真偽が定まっているかどうかという命題に関わる概念であり、「話し手の認識のあり方」とは、命題の真偽について話し手が知っているかどうかに関するものである。既定性に関する詳細は有田（2007）を参照いただきたい。

3）条件文のうち、認識的条件文にはナラがおもに使用され、タラ・バは前件の述部動詞にそのまま後接することはできない。本稿の目的は条件言いさし形による行為指示表現の記述であり、条件表現全体の記述ではないためここでは扱わない。また、本稿で扱う条件文の中でも、ナラやトなどが使用される場合があるが、これらの形式についても上記の理由により扱わない。なお、以下、例文中の「*」はその形式の使用が不適格であることを「?」は不自然ではあるが不適格ではないことを「??」はかなり不自然であることを「#」は不適切であることをそれぞれ表す。

4）関東出身の大学生に対して調査を行なったソルヴァン・前田（2005）の結果では、（13）～（17）のような場合でもバが許容されることがあることが指摘されているが、神戸市方言では使用できない。

バを用いた場合、タラを使用する場合よりもあらたまっている印象を受ける。また、前件内容を仮定していることには変わりないが、どこか一般的な決定事項（と話し手が認識していること）を述べているような印象を受ける。

2.2.　反事実的条件文

反事実的条件文とは、「前件の命題が既定的でかつ話し手がその偽を知っているような条件文」である（有田 2007）。

（19）もっと早く　来｛タラ／レバ｝、間に合ったのに。

（20）君が休講だってことを教えてくれな｛カッタラ／?ケレバ｝、私は授業に行っていた。

反事実的条件文においてもタラとバの両方が現れるが、タラの方が自然に用いられる。バを使用した場合、発話場面があらたまった場であるという印象を受ける。また、予測的条件文と同様に、やはり、バを用いると一般的なこととして述べているように感じられる。

2.3.　事実的条件文

事実的条件文は、「前件も後件も事実であるような条件文」のことである（有田 2013:43）。

（21）そこへ　行｛ッタラ／*ケバ｝、もう会は終わっていた。

（22）昨日、散歩を　してい｛タラ／*レバ｝、急に雨が降ってきた。

（23）畑に　行｛ッタラ／*ケバ｝蜂に刺されるし、山に　行｛ッタラ／*ケバ｝蛇にかまれるし、大変な目にあった。

（24）［難しい試験で 80 点を取った子供に］
いや、それだけ　でき｛タラ／レバ｝、たいしたものだよ。

事実的条件文では、タラはどのような場合でも使用できるのに対して、バは基本的に使用できない。ただし、（24）のように、前件に対する評価が後件にくる場合はバが許容される。

2.4.　総称的条件文

総称的条件文は「前件と後件の関係が一般的・習慣的であるような条件文」のことを指す（有田 2013:43）。総称的条件文では、バ・タラを用いることが可能である。総称的条件文の場合は、他の条件文と異なり、タラよりもバの方が自然に感じられる。

（25）氷が溶け｛レバ／タラ｝、水になる。

（26）1 に 1 を足｛セバ／シタラ｝2 になる。

（27）あの人の家に行｛*ケバ／ッタラ｝、いつもご馳走してくれる。

なお、（27）に示したように、習慣的な用法ではバは使用できず、タラが用いられる。これは、（27）が一般的な真理について述べた（25）（26）とは異なり、「いつもご馳走してくれる」という習慣的なことについて述べている文であり、前件と後件の間に時間的な継起関係が読み込まれるためバが使えずタラのみが使用できるものと考えられる。

以上、本節では、神戸市方言の条件表現のうち、条件言いさし形が行為指示表現として用いられるタラとバに限ってその分布についてみた。概略をまとめると以下のようになる。

(a) タラはいずれの条件文においても使用される。
(b) バもすべての条件文で使用できるが、一部使用できない場合がある。すなわち、予測的条件文では後件が命令や依頼・希望・勧誘・忠告といったモダリティをとる場合、総称的条件文の場合は前件と後件の関係が習慣的な場合に使用できない。事実的条件文では、前件に対する評価が後件に来ない限り使用できない。
(c) バはタラに比べてあらたまった場であることを表し、日常的にはあまり用いられない。

3.　共通語における条件言いさし形の用法について

本節では、条件言いさし形の用法について概観する。以下、3.1 節で条件言いさし形の用法について白川（1995）をもとにまとめたあと、3.2 節で条件言いさし形による勧めの用法についてまとめる。

3.1.　条件言いさし形の用法

本節では条件言いさし形の用法について述べているもののうち、おもに白川（1995）をもとにその用法をまとめておく。3.1.1 節で聞き手不在発話のときの条件言いさし形について、3.1.2 節で聞き手存在発話のときの条件言いさし形についてまとめる。

3.1.1.　聞き手不在発話の場合

条件言いさし形が聞き手不在発話として使用される場合の用法についてまとめる。条件言いさし形が聞き手不在の時に用いられるとき、願望・危惧といった用法を持つとされる。

(28) 雨が　降ったら（なあ）／降れば（なあ）。　（願望）
(29) こいつに部屋で長居でも｛されたら／*されれば｝。　（危惧）
(30) こんなひねたガキに、管理人さんが好きだなんて｛知られたら／*知られれば｝。　（危惧）

聞き手不在発話のときに願望・危惧といった両方の用法が用いられるのはタラを用いた場合だけであることが指摘されている。これは、「話し手は、タラ節の内容を想定しているだけであり、結果的に、タラ節の内容の実現それ自体に対しての話し手の評価的感情―良い・悪い―を表出」しているためとされる。また、(29)（30）のように、バは危惧の用法は持たず必ず願望の解釈を受けるとされるが、これは「「S_1 レバ」は、望ましい帰結 S_2 をもたらす条件として話し手が導き出」すものであるためとされる。

タラとバの両方が用いられる願望の用法においては、「反実仮想の場合」と「相手の意志に配慮した願望の場合」にはバの方が適切で、これら以外の場合はタラとバは同程度に適切であると述べられている。

3.1.2.　聞き手存在発話の場合

つぎに、条件言いさし形が聞き手存在発話として使用される場合についてまとめておく。条件言いさし形が聞き手存在発話で用いられるときは、勧めの用法を持つとされ、タラとバ

は言い換え可能な場合が多いことが指摘されている。

（31）シャワー　使｛ったら／えば｝？

条件言いさし形が勧めの用法を持つのは、「聞き手に仮定的な条件を提示する（あるいはもちかける）」ことによるが、提示さえすれば必ず勧めの用法として解釈されるわけではなく、「主語が聞き手」であり、かつ、「述語が意志的動作」の場合に勧めの用法を持つとされる。そのため、（32）のように、条件節の帰結部分が「聞き手の側で充当することが期待されている」場合は、勧めとは解釈されない[5)]。

（32）みゆき：入試に落ちたら？

宏：就職するよ。　（白川 1995:35）

以上の勧めの用法のほか、「終助詞的用法」として、（33）のように「突き放した、冷淡な話し手の態度」を表したり、（34）のように「事態を聞き手に強く認識させるニュアンスを持」ったりする用法が前田（2010）で挙げられている。

（33）やりたいなら勝手にやれば。（突き放し）

（34）［一度止めたのにそれでも行こうとする子どもに］

そっちへは行くなったら。（再確認の要求・禁止）　（前田 2010:11）

なお、勧めの用法ではタラとバの両方が用いられるが、これらの使い分けについては次節でまとめる。

3.2.　条件言いさし形による勧め

条件言いさし形は、勧めとして使用されることが種々の先行研究によって指摘されている。その中でも白川（1995）では条件言いさし形のタラとバの違いについて論じられている。白川（1995）によると、共通語の条件言いさし形のタラとバは、「タラ」が「白紙の状態[6)]で聞き手に動作を行なうよう勧める場合」に用いられるのに対して、「バ」は「聞き手の現状を変えさせようとする勧め」「聞き手の願望を見越して是認する勧め」に用いられるとされている。

（35）（白紙の状態で聞き手に動作を行なうよう勧める場合）

みのり：そんなことないって。ま、ま、お茶でも飲も。

ゆき子：冷蔵庫にゼリーあるから出したら。

ひらり：お母さんってすごいねえ。こんな時でもゼリーって言うもんねえ。

（白川 1995:39）

（36）（聞き手の現状を変えさせようとする場合）

ゆき子：久男、まだ寝てんのかしら。

ひらり：ほっとけば、あんなヤツ。

5）　この点に関しては高梨（1996）でも、勧めではなく問いかけの解釈になると述べられている。

6）　「白紙の状態」とは、「聞き手が P ではない動作 P’を行なっていたり、P を（本当はやりたいのに）やらずにいたり、といった、P と対立する-P があらかじめ存在しない状態」をいう（白川 1995:39）。

（37）（聞き手の願望を見越して是認する場合）

ひらり：いいじゃない。隠すことないよ。力士たちにそう言えば？

（白川 1995:38）

（35）は「ゼリーを出す」という動作と対立する別の動作があらかじめない状態で聞き手にゼリーを出すことを勧める場合、（36）は第三者のことを気にかける聞き手に対して気にかける必要がないことを勧める場合、（37）は自分が第三者（例文の場合は力士）のことを大切に思っていることをわかってほしいと思っている聞き手に対してそうするように勧める場合である。

以上のタラとバの使い分けについては、バは「「P'ではなくて P にすれば帰結は変わってくる」という裏の意味」を導くのに対して、タラはそのようなことがないためとされている。

そして、条件言いさし形が聞き手存在発話のときに「勧め」を表す理由としては、タラについて（38）のように、バについて（39）のように述べられている。

（38）「勧め」の用法は、「願望」の用法（＝表出）が聞き手に持ちかけられて、働きかけに移行したものである。

（39）「聞き手がやろうと思えばできる動作をするということ（=S_1）を望ましい帰結（=S_2）をもたらす条件として持ちかける」と「勧め」になる。

（白川 2009:89-90）

しかし、2 節でみたように神戸市方言では条件言いさし形の語彙的資源である条件表現においてタラの使用が優勢であり、バの分布は限られている。また、バが用いられたとしてもタラとは異なるニュアンスを帯びる。以上のことから、これら条件言いさし形の使用は共通語とは一致しないことが予想される。さらに、条件言いさし形は「勧め」として使用されるとされているが、筆者の内省では素直に勧めとは解釈できないと思われるものがある。よって、以下の 4 節で、具体的に神戸市方言での条件言いさし形に関する記述を行ない、その使用状況について確認したうえで、5 節でこれらのことについて考察を行なう。

4.　神戸市方言における条件言いさし形の使用

本節では、神戸市方言における条件言いさし形の使用について記述する。まず、4.1 節で聞き手不在発話の場合について、4.2 節で聞き手存在発話の場合について分けて記述を行なう。

4.1.　聞き手不在発話の場合

聞き手不在発話のときに条件言いさし形が持つ用法には、願望と危惧がある。条件言いさし形はこれら以外の用法を持たず、聞き手不在発話においては共通語と同じであると言える。

（40）もう 1 年早く　生まれてい｛タラ／レバ｝なあ。（願望）

（41）今日も遅刻したのに明日も　遅刻してしま｛ッタラ／*エバ｝。（危惧）

（40）（41）のように、神戸市方言における聞き手不在発話で用いられる条件言いさし形は、タラは願望・危惧の両方の用法で用いることができるが、バは願望の用法でのみ用いられる。

4.2.　聞き手存在発話の場合

本節では聞き手存在発話のときに用いられる条件言いさし形の使用についてみる。4.2.1 節で勧めにおける使用についてみたのち、4.2.2 節でさらに発話場面ごとに詳しくみる。4.2.3 節では勧め以外の用法について記述を行なう。なお、聞き手存在発話では、聞き手にもちかけられた場合のうち主語が聞き手であり、述語が意志的動作であるときに勧めとなるといった条件について述べられている（白川 1995）。また、高梨（1996）では勧めを「聞き手に対して、聞き手に選択権のあるような仕方で、聞き手にとって有益な行為を行うようにはたらきかけること」と捉えて、条件言いさし形のタラについて記述がなされている。本節では、白川（1995）や高梨（1996）で規定されている条件と同様に、行為指示として働く条件のもと使用される条件言いさし形についてみていく。

4.2.1.　勧めにおける条件言いさし形

まず、聞き手存在発話で用いられる条件言いさし形のうち、多くの先行研究で指摘されている勧めについてみる[7)]。

（42）【聞き手が「お腹が空いた」とつぶやいたので】
そこにあるお菓子　食べタラ↑／??食べタラ／#食べレバ／#食べレバ↑。

（43）【突然の雨で傘を貸そうとする】
この傘持って　行ッタラ↑／??行ッタラ／#行ケバ／#行ケバ↑。

（44）【部屋を訪ねてきた聞き手に】
まあ　とりあえず　上がッタラ↑／??上がッタラ／#上がレバ／#上がレバ↑。

（45）気分転換に散歩にでも　行ッタラ↑／??行ッタラ／#行ケバ／#行ケバ↑。

（42）～（45）にみるように、条件言いさし形を用いた表現のうち、上昇イントネーションを伴ったタラがもっとも勧めとして解釈しやすい。上昇イントネーションを伴わないタラはバを用いた場合に近いニュアンスが感じられ上昇イントネーションで使用される場合ほど自然に勧めとは解釈できない。バを用いた言い方は、上昇イントネーションを伴うかどうかにかかわらず、勧めの表現とは感じられず、「当該行為を聞き手が望むのであればすればいい」といった突き放しのニュアンスになる。

以上のように、神戸市方言における条件言いさし形は、上昇イントネーションを伴ったタラのみが勧めとして解釈される。しかし、発話場面によっては、上昇イントネーションを伴ったタラであっても勧めとして不自然である場合がある。次節ではこのことを明らかとするため、発話場面ごとの使用について詳しくみていく。

4.2.2.　発話場面ごとにみる条件言いさし形

井上（1993）では、行為指示場面をタイミング考慮／タイミング非考慮（「現在動作実行

7）　例文中の「↑」は上昇イントネーションを表し、「↑」の無いものは平板もしくは下降イントネーションであることを表す。

のタイミングにある」「現在動作実行のタイミングにない」のいずれを前提とするか）と、矛盾考慮／矛盾非考慮（「話し手の意向と矛盾することがらが存在する」「話し手の意向と矛盾することがらがない」のいずれを前提とするか）の 2 つの観点によって分類している。つまり、行為指示表現が用いられる発話場面は、単に行為の実行を示す〈指示〉、当該行為が実行されるべきタイミングを示す〈現場指示〉、既に実行されているべき当該行為がまだ実行されていないという違反を示す〈違反矯正〉、将来的に実行されるべき行為について念を押す形で指示する〈確認的指示〉の 4 つに分けられる。

（46）a.〈指示〉（タイミング非考慮・矛盾非考慮）
　　気分転換に、散歩でも行け。
　　b.〈現場指示〉（タイミング考慮・矛盾非考慮）
　　今だ、行け！
　　c.〈違反矯正〉（タイミング考慮・矛盾考慮）
　　何をやっているんだ、早く行け！
　　d.〈確認的指示〉（タイミング非考慮・矛盾考慮）
　　明日は間に合うように行け。

条件言いさし形の使用はこれらの発話場面によって使用の可否に違いがみられる。

まず、〈確認的指示〉の場面では単純には条件言いさし形を使用することはできない。

（47）【授業に遅れた聞き手に対して】
　　明日は間に合うように　?行っタラ↑／#行っタラ／#行ケバ／#行ケバ↑。
　　〈確認的指示〉

（48）【授業のあとで授業中にうるさくしていた聞き手に対して】
　　今度は静かに　?シタラ↑／#シタラ／#スレバ／#スレバ↑。　〈確認的指示〉

（47）（48）ではタラ・バは、突き放したようなニュアンスが感じられる。タラ↑はやや不自然に感じられるが、（47’）（48’）のように聞き手が発話時以前に当該行為を実行できなかったことを後悔しているような場合は問題なく使用できる。これは、（47’）（48’）では条件言いさし形で話し手に提示される行為を聞き手も望んでいることが、聞き手が後悔していることから読み取れるのに対して、（47）（48）ではそのことを読み取る前の発話であるためと考えられる。

（47’）【授業に遅れたことを後悔している聞き手に対して】
　　明日は間に合うように　行っタラ↑。　〈確認的指示〉

（48’）【授業のあとでうるさかったことを怒られ反省している聞き手に対して】
　　今度は静かに　シタラ↑。　〈確認的指示〉

タラ↑のみが使用できるのは、〈指示〉においても同様である。

（49）気分転換に散歩にでも　行ッタラ↑／??行ッタラ／#行ケバ／#行ケバ↑。
　　（＝（45））

〈確認的指示〉〈指示〉とは異なり、〈違反矯正〉の場合のみ、条件言いさし形はタラ・バの両方が使用できる。このとき、上昇イントネーションを取るかどうかは問題とはならない。

（50）【行くように促しても行こうとしない聞き手に対して】

早く　行ッタラ↑／行ッタラ／行ケバ↑／行ケバ。　〈違反矯正〉

(51)【注意をしても、私語をやめない聞き手に対して】

静かに　シタラ↑／シタラ／スレバ↑／スレバ。　〈違反矯正〉

(52)【何度言っても反省している様子もなく、同じミスをした聞き手に対して】

いい加減そういうところ　直しタラ↑／直しタラ／直セバ↑／直セバ。

〈違反矯正〉

〈違反矯正〉の場面では、以下に述べる〈非難〉のニュアンスに近くなり、勧めとは解釈できない。

〈違反矯正〉のタイミングは過ぎてしまっている場合でも、(53)(54)のように条件言いさし形を用いることができる。

(53)【大事なことを報告し忘れていた聞き手に対して】

そういうことは　早く　言っタラ↑／言っタラ／言エバ↑／言エバ。　〈非難〉

(54)【授業のあとでうるさくしていた聞き手に対して】

授業中は　静かに　シタラ↑／シタラ／スレバ↑／スレバ　〈非難〉

この場合、聞き手によって行為が行われなかったことに対する話し手のマイナス評価が表わされる(〈非難〉(タイミング非考慮・矛盾考慮))。

なお、〈現場指示〉の場面ではイントネーションに関わらず条件言いさし形は使用できない。

(55) 今だ、　#行ッタラ／#行ケバ。　〈現場指示〉

4.2.3.　その他の用法

最後に、ここまでみたもの以外の用法における条件言いさし形の使用について触れておく。その他の用法のうち(56)(57)のような場合にも使用される。

(56) 名前を書きたければここに　書イタラ／書ケバ。　(突き放し)

(57) 旅行に行きたければ　行ッタラ／行ケバ。　(突き放し)

これらは、話し手が何らかの意図や希望を持って聞き手に行為を指示するものではなく、突き放しの用法である。(58)は、再確認の要求・禁止の用法であるが、このときもかなり不自然ではあるがタラとバの両方を用いることができる。

(58)［一度止めたのにそれでも行こうとする聞き手に］

そっちへは行くなっ{??タラ／??テバ}。　(再確認の要求・禁止)

以上本節では、神戸市方言の条件言いさし形について、聞き手不在発話と聞き手存在発話の場合について分けて、タラとバの使用についてみた。本節の内容は以下のようにまとめられる。

(d) 聞き手不在発話では、タラは願望・危惧の用法で使用できるが、バは願望の用法でしか使用できない。

(e) 条件言いさし形が勧めの解釈となるのは、タラが上昇イントネーションを伴う場合のみである。上昇イントネーションを伴わないタラと、バが使用される場合、突き放しのニュアンスが出て来くる。なお、このときバのイントネーションは上昇か否

かは問題とならない。

(f) 発話場面ごとにみると、タラ↑は〈指示〉〈確認的指示〉〈違反矯正〉〈非難〉で用いることができる。ただし、〈違反矯正〉〈非難〉の場面では勧めとは解釈できない。タラ↑以外は、〈違反矯正〉〈非難〉の場面でのみ使用できる。

(g) 〈現場指示〉の場面では、条件言いさし形は使用できない。

(h) その他の用法とした突き放しや再確認の要求・禁止といった用法ではタラとバの両方が使用可能である。

5.　神戸市方言における条件言いさし形

4 節では、神戸市方言における条件言いさし形に使用についてみた。そして、条件言いさし形が勧めとして解釈される場合について発話場面ごとにその使用をみることで、必ずしも勧めとして解釈されるわけではないことについて述べた。このことは、聞き手に対して利益のある行為を指示する勧めを表す専用の形式として条件言いさし形が用いられているわけではないことを意味する。具体的には、同じ勧めの発話機能を持った行為指示表現として使用されていても、酒井（2012）で扱った連用形などの動詞活用形を用いた行為指示表現は（59）に示したように、形式自体に勧めの意味があるのに対して、条件形言いさし形による勧めは（60）に示したように、あくまでも語用論的なものによるという違いがある。

（59）#学校　行キー。　行きたくないなら行かなくていいけど。

（60）学校　行っタラ。　行きたくないなら行かなくていいけど。

以下、5.1 節で条件言いさし形による勧めの発話機能は形式に焼き付いた意味ではなく、あくまでも語用論的に解釈されるものであることを述べる。また、5.2 節で条件言いさし形のうちバが勧めとして解釈されないことについて、条件表現との関わりから考えられることについても触れておく。

5.1.　勧めとしての解釈

まず、神戸市方言においては、条件言いさし形は必ずしも勧めの解釈が導かれるわけではないことについて述べた。勧めの解釈となるのは、タラが上昇イントネーションで発話される場合のみで、バおよび上昇イントネーションを伴わないタラは勧めとは解釈されない。

高梨（1996）では条件言いさし形（シタラ）およびその疑問型（シタラドウ）の勧めとしての性質について「聞き手の状態や意向に関わりなく、ある行為を一つの選択肢として提示する」と述べられている（高梨 1996:10）。タラが必ずしも勧めとして解釈されないのは、条件言いさし形だけでは「提示する」ということが話し手によって行われているだけで、聞き手に対して働きかけるということがはっきりと表現されないためであると思われる。そのため、勧めとして解釈されるのは、聞き手に対して提示した行為をするように働きかけていることが明示的な上昇イントネーションの場合のみである。他のイントネーションを取る場合は、「話し手の考える解決策」や「聞き手が行なうべき行為」を仮定的にただ述べるだけ（提示しているだけ）で、聞き手に働きかけているとは解釈しづらい。聞き手に対して働きかけることなく「解決策」や「行なうべき行為」を提示しているだけとなるために、上昇

イントネーションを伴ったタラ以外は突き放しのニュアンスを帯びる。つまり、話し手が聞き手に対して利益のある行為をするように働きかける勧めの機能を持った発話とは感じられない。同じ形式を用いてはいても、共通語のように条件言いさし形が勧めとして解釈される背景は異なっており、条件言いさし形が勧めの解釈となるのは必ずしも白川（1995）で述べられている（61）（62）のような理由によるものだけではないと考えられる。

（61）「勧め」の用法は、「願望」の用法（＝表出）が聞き手に持ちかけられて、働きかけに移行したものである。（＝（38）再掲）

（62）「聞き手がやろうと思えばできる動作をするということ（=S_1）を望ましい帰結（=S_2）をもたらす条件として持ちかける」と「勧め」になる。（＝（39）再掲）

このことは、神戸市方言では条件表現において用いられる形式が共通語と異なるためであると考えられる。条件表現と条件言いさし形の関係については次節で述べる。

また、上昇イントネーションを伴ったタラであっても、〈違反矯正〉〈非難〉の場面では他の条件言いさし形と同様に、勧めとしては解釈できないことについて述べた。

この場合、他の場面と同様に突き放しや不満といったニュアンスが出てくる。〈違反矯正〉〈非難〉は、矛盾考慮、つまり話し手が「行なうべきだ」と考えている行為とは反対または異なる行為を聞き手がしている場面である。このような場面で、聞き手に対して何かしらの行為を行なうことを指示することは、「聞き手にとって利益のあることを提示してその行為を行なうよう働きかける」というよりは「聞き手がとるべき行動をしていないために、正しい（と話し手が考える）行為をするように働きかける」といった方がより適切であると思われる。このことが、〈違反矯正〉〈非難〉といった場面における条件言いさし形が、勧めとは解釈できない理由であると考える。

5.2. 条件表現での使用との関わりから

以上、条件言いさし形のうち上昇イントネーションを伴ったタラのみが勧めと解釈できること、矛盾考慮の場面で使用される条件言いさし形は勧めとは解釈できない、または解釈しづらいことについて述べた。最後に、タラとは違い上昇イントネーションであってもバが勧めとは解釈できないことについて、条件表現の使用との関係を述べておく。

神戸市方言においては、条件言いさし形の語彙的資源である条件表現においてはそもそもタラが優勢的に用いられバはほとんど用いられない。また、バは書きことばで用いられる形式といった認識や共通語的な表現であるといった印象があり、あらたまった場面で用いられる形式である。さらに、バが用いられるのは総称的条件文や、前件と後件の関係が一般的なものである（と話し手が認識している）場合のみであると言える。条件言いさし形においてバが勧めと解釈できないのはこのことが関係していると思われる。つまり、バを用いて聞き手に対して「ある行為を一つの選択肢として提示する」ことは、「一般的な行為を提示する」ことになる。バで提示され指示される行為は、たとえ聞き手に利益のあることであっても、「一般的に聞き手がとるべき（だと話し手が考える）行動をしていないために、正しい（と話し手が考える）行為をするように働きかける」ということになる。そのため、バを用いた条件言いさし形は突き放している印象になり、勧めとは解釈できないと考えられる。

6.　まとめ

本稿では、神戸市方言における条件言いさし形について記述・考察を行ない、以下のことについて述べた。

（A）神戸市方言における条件言いさし形では、タラとバが使用される。

（B）条件言いさし形は必ずしも勧めの解釈ができるわけではない。勧めの解釈が可能なのは、上昇イントネーションを伴ったタラのときのみである。

（C）上昇イントネーションを伴ったタラ以外が使用される場合、突き放しや不満といったニュアンスになる。

（B）（C）のような違いは、条件言いさし形は基本的に「ある行為を一つの選択肢として提示する」という性質を持つのみで、条件言いさし形によって勧めという行為指示を行なうためには明示的に聞き手に働きかける必要があることによると考えられる。くわえて、上昇イントネーションを伴ってバが用いられたとしても、タラと同じように勧めとは解釈されないことについて述べた。上昇イントネーションを伴わないタラと、バが勧めと解釈されず（C）のようなニュアンスを持つのは、これらの条件言いさし形を用いた表現が、「（一般的に）聞き手がとるべき（だと話し手が考える）行動をしていないために、正しい（と話し手が考える）行為を提示し、その行為をするように働きかける」という解釈になるためであると考えられる。

【参考文献】

有田節子（2007）『日本語条件文と時制節性』くろしお出版.

――――（2013）「現代日本語文法における認識的条件文の位置づけ」『日本語文法学会第 14 回大会発表予稿集』pp.42-49，日本語文法学会.

井上優（1993）「発話における「タイミング考慮」と「矛盾考慮」―命令文・依頼文を中心に―」『国立国語研究所研究報告 105　研究報告書 14』pp.333-360，国立国語研究所.

酒井雅史（2012）「兵庫県神戸市における命令表現」『阪大社会言語学ノート』10，pp.18-29，大阪大学大学院文学研究科社会言語学研究室.

白川博之（1995）「タラ形・レバ形で言いさす文」『広島大学日本語教育学科紀要』5，pp.33-41，広島大学教育学部日本語教育学科.

――――（2009）『「言いさし文」の研究』くろしお出版.

ソルヴァン，ハリー・前田直子（2005）「『と』『ば』『たら』『なら』再考」『日本語教育』125，pp.28-37，日本語教育学会.

高木千恵（2009）「命令表現」国立国語研究所全国方言調査委員会編『方言文法調査ガイドブック 3』pp.105-129，国立国語研究所.

高梨信乃（1996）「条件接続形式を用いた〈勧め〉表現―シタライイ、シタラ、シタラドウ―」『現代日本語研究』3，pp.1-15，大阪大学現代日本語学講座.

前田直子（2010）「条件表現共通調査項目解説」方言文法研究会編『『全国方言文法辞典』のための条件表現・逆接表現調査ガイドブック』科研費報告書，pp.1-12.

三井はるみ（2009）「条件表現の地理的変異―方言文法の体系と多様性をめぐって―」『日本語科学』25，pp.143-164，国立国語研究所.

森山卓郎（2000）「基本叙法と選択関係としてのモダリティ」森山卓郎・仁田義雄・工藤浩『日本語の文法 3　モダリティ』pp.3-78，岩波書店.

さかい　まさし（大阪大学大学院生）

hinamasa_2422@yahoo.co.jp